

苫小牧市地域女性活躍推進事業に係る事業提案 募集要項

1 募集の趣旨

苫小牧市では、新型コロナウイルス感染症拡大により困難を抱えている女性を支援するため、女性相談、訪問支援、居場所の提供、女性用品等の提供等を行う苫小牧市地域女性活躍推進事業の提案を以下のとおり募集します。

2 応募についての留意事項

本事業は本市が内閣府の地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）に応募し、採択され、なおかつ令和3年9月実施予定の苫小牧市議会定例会において補正予算案が承認された場合に事業を委託することとなります。当該事業に応募し、事業委託候補者として選定されても事業を実施できない場合があることをご承知おきください。

3 応募資格

応募事業者は以下の条件をすべて満たすこととします。

- (1) 現在、苫小牧市内に拠点をおいて活動している社会福祉法人、NPO、市民団体等であること。
(※個人は受け付けません。)
- (2) 苫小牧市の男女平等参画の推進について理解し、これに積極的に協力できるものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はその関係者が事業者及び事業者の関係者にいないこと。
- (5) 代表者が当該市町村の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの。）に該当しない者。

4 苫小牧市地域女性活躍推進事業の内容について

本事業はコロナ下において生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する困難や不安が深刻な状況となっている女性に対する相談や居場所づくり、女性用品等の提供等について、本市の委託を受けて実施する事業となります。女性に対する相談や居場所づくり、女性用品や医薬品等の提供の実施を必須とし、相談方法、居場所づくりの内容、女性用品等の提供方法等については、応募者が提案することとします。

(想定される方法・内容)

相談業務

- ・来所相談、電話相談
- ・各家庭への訪問相談
- ・SNSによる相談
- ・夜間電話相談 等

居場所づくり

- ・定期的な女性が互いに支え合う（ピアサポート）のための居場所の提供
- ・日中のフリースペース開放
- ・女性のためのイベント開催 等

女性用品等の提供

- ・学校での配布
- ・公共施設での配布
- ・相談時の配布
- ・イベント開催時の配布 等

上記以外の内容で困難や不安が深刻な状況となっている女性について活躍を推進する事業の提案も受付けます。

(想定される事業内容)

- ・就労を促すための資格や技術取得促進
- ・各種講座、講演会の実施
- ・健康づくりのためのレクリエーションの実施
- ・専門的なカウンセリング 等

新規で行う事業はもちろんのこと、現在、応募者が実施している事業についても、市が女性活躍の推進に貢献できると判断するものであり、各種補助金の対象となっていないものについては、本事業の対象となりえますが、当該事業に活用を予定している内閣府の地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の対象とならない可能性もあることから、提案する場合には事前に市にご相談ください。

5 事業費（委託料の上限額）について

提案する事業費の上限及び下限は設けませんが、最終的には市と協議の上、事業費（委託料）を決定します。

6 事業の実施場所について

事業の実施場所は苫小牧市内とし、地域は問いません。

7 事業の実施期間

事業の実施期間は令和3年10月1日から令和4年3月15日までとします。

（※令和4年度の当該事業の実施については未定です。）

8 応募方法

(1) 提出書類

様式1「苫小牧市地域女性活躍推進事業に係る事業提案応募申込書 提出書類一覧表」のとおりとします。

(2) 受付期間

令和3年5月6日(木)から令和3年5月13日(木)まで(土・日・祝日を除く)。受付時間は8時45分から17時15分までとします。

(3) 受付窓口

苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室
(苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所7階)

(4) 提出方法等

- ア 提出部数は、正本1部、副本7部の合計8部とします。
- イ 提出書類作成担当の責任者が上記窓口へ持参ください。郵送等による提出は認めません。
- ウ 提出された書類は返却しません。また苫小牧市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- エ 応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とします。

9 募集要項の質疑について

募集の内容に不明点等がある場合、以下のとおり受付を行います。

受付期間 令和3年5月6日(木)から令和3年5月13日(木)まで(土・日・祝日を除く)。受付時間は8時45分から17時15分までとします。

10 事業委託候補者の選定

- (1) 苫小牧市において、応募書類並びに必要な応じた関係者の面接等を参考に採点し、本募集要項11及び市が想定する予算の範囲内で事業委託候補者を選定し、内閣府の地域女性活躍推進交付金(つながりサポート型)へ応募します。その後、結果について、事業委託候補事業者にお知らせします。
- (2) 応募書類において、虚偽記載等があった場合や法人・団体の信頼性を疑うに足りる重大な事実が判明した場合は、事業委託候補者の決定を取り消すことがあります。
- (3) 選定された事業委託候補者は、本要項及び関係法令を遵守し、誠実に対応しなければなりません。
- (4) 応募後、選定前にやむを得ず辞退する場合は、その旨を理由を添えて届け出てください。
- (5) 事業委託候補者として決定後の辞退は、本市の男女平等参画の推進に大きな支障を来たすため、原則として認めません。

1 1 事業委託候補者選定の考え方

選定は以下の考え方に基づいて行います。

- (1) 事業者が応募資格を満たしていること。
- (2) 事業を行うことにより女性への支援及び女性活躍の推進が見込まれること。
- (3) 事業の完遂が見込まれること。
- (4) 募集要項の諸条件の遵守が見込まれること。
- (5) これまでの活動内容が良好であること。
- (6) 応募した事業計画等が適正であること。

1 2 募集に係る全体スケジュール

公募手続	日程
募集要項等の公表	令和3年 5月6日(木)
募集要項等の配付	令和3年 5月6日(木) から 令和3年 5月13日(木) まで
募集要項に対する質問の受付	令和3年 5月6日(木) から 令和3年 5月13日(木) まで
応募書類の受付	令和3年 5月6日(木) から 令和3年 5月13日(木) まで
事業委託候補者の選定結果の通知	令和3年 6月下旬頃(予定)

1 3 委託事業者選定後について

(1) 委託契約

事業委託候補者となった後に、内閣府から地域女性活躍推進交付金の採択を受け、令和3年9月実施予定の苫小牧市議会定例会において補正予算案が承認後、委託内容及び事業費(委託料)について本市と再協議の上、契約業務に係る関係規定等に従い、業務委託契約を結びます。

(2) 委託事業者の公表

決定した委託事業者については、法人名、団体名、代表者名等を公表します。

(3) 秘密の厳守

委託事業者は、いかなる場合においても知り得た事項及び付随する事項を第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

(4) 事業の開始後の報告について

事業開始後は毎月実績報告書を市へ提出し、事業について市と情報交換を行うこととします。また、毎月の実績報告書は翌月の10日までに提出しなければなりません。

(5) その他

委託事業者は、市が資料等の提出を求める場合については速やかに応じるものとします。

1 4 連絡先

苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室 担当：宮嶋、早出

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話 0144-84-4052(直通) FAX 0144-34-7110

メール kyodosankaku@city.tomakomai.hokkaido.jp